

京都市国際交流会館内スペースの喫茶、レストラン及びオフィス等の活用事業者の募集に係る
質問への回答について

No.	質 問	回 答
1	<p>開館時間：午前9時から午後9時、休館日：月曜日、祝日等とのことだが、別途、営業時間、営業日を設定してもよいか。例えば、午前10時オープン、夕方6時クローズ。閉店日：毎週月曜日、火曜日とするなど。</p>	<p>原則、開館日及び開館時間に合わせて営業していただきたい。</p> <p>ただし、会館の開館日における休業や、営業時間の短縮については、応募時に御提案いただければ、本市及び会館の指定管理者と協議のうえ、認める場合がある。</p> <p>特に営業時間の短縮については、昨今の新型コロナウイルス感染症等の影響を考慮し、柔軟に対応させていただく予定である。</p>
2	<p>喫茶スペースのみ (16.19 m²) 使用での参加を検討しており、特別な装飾等は考えていない。その場合、店舗備品や調理器具以外に、特別な費用を考慮しておく必要はあるか。例えば、椅子、テーブル、壁紙、床工事など。</p> <p>それとも、そのまま使用させていただく場合、特に費用は必要ないのか。</p>	<p>店舗等内の仕上げ、造作、及び設備に係る費用は運営事業者負担であるが、これらを実施されないのであれば、特別な費用は発生しない。必要な設備については、活用事業者により異なるため、応募に当たっては、必ず事前に現地を御確認ください。</p>
3	<p>最低限の固定費として考えておかなければならない額を教えてください。</p> <p>喫茶スペースのみ最低使用料 ：年 22 万 3196 円</p> <p>喫茶スペース共益費 ：約 3 万円×12 か月</p> <p>合計：58 万 3196 円</p> <p>そのほかに光熱費があると思うが、それ以外に何かあれば教えてください。</p>	<p>本市及び指定管理者にお支払いいただく固定費としては、「使用料」、「共益費」、及び「光熱水費」以外に、「駐車場料金（月額 1 万 5 千円）」が必要となる可能性がある。</p> <p>こちらについては、業務用駐車場を一時的な使用に留まらず、長時間利用される場合、当該駐車場料金を指定管理者へお支払いいただくこととなる。</p>